

広島地方最低賃金審議会

令和6年度 第1回

広島県電子部品、デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業

最低賃金専門部会

議事録

令和6年9月30日

広島労働局

広島地方最低賃金審議会

広島地方最低賃金審議会令和6年度第 1 回広島県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和6年9月30日（月）16時00分～17時00分

2 場 所 広島合同庁舎2号館6階7号会議室

3 出席者

【公益代表委員】

岡田部会長、中原部会長代理、平田委員

【労働者代表委員】

角委員、長安委員

【使用者代表委員】

池久保委員、蔵田委員、長田委員

【事務局】

木下労働基準部長、檀上賃金室長、重弘賃金室長補佐、栗林賃金指導官

山崎労働基準監察監督官、森川給付調査官、吉川労働基準監督官

4 議 事

(1) 部会長、部会長代理の選出について

(2) 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定について

(3) その他

議事

重弘室長補佐

定刻となりましたので、ただいまから第1回広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して「電気機械器具製造業最低賃金専門部会」とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)「部会長、部会長代理の選出について」まで、私、賃金室長補佐の重弘が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名、計8名の委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る9月19日から25日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員を御紹介したいと存じます。

お手元の別冊資料No.1に本電気機械器具製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(各委員紹介)

重弘室長補佐

ありがとうございました。

それでは、労働基準部長の木下より御挨拶を申し上げます。

木下労働基準部長

令和6年度第1回となります広島県電気機械器具最低賃金専門部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、業務御多忙の中本日の専門部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から賃金行政の適正な推進に御尽力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、本年度の特定最賃でございますが、労働者代表の方から鉄鋼業ほか7業種の改正申出が行われまして、8月21日付けの本審におきまして、広島労働局長小沼の方から申出の8業種中1業種を除く7業種の改正決定に係る諮問をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、これから集中的な御審議をいただくことになり

ますが、特定最低賃金の審議においては、労使のイニシアティブが何よりも重要であり、自発的な御協力をよろしくお願い申し上げます。なにとぞ全会一致を目指して、円滑な御審議をお願い申し上げます。

重弘室長補佐

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

重弘室長補佐

ここでお手元の特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料の共通資料No.3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御承知おきください。

それでは次に、議事（1）「部会長、部会長代理の選出について」へ移らせていただきます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。

公益代表委員には、あらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

檀上室長

御報告申し上げます。電気機械器具製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として岡田委員、部会長代理候補として中原委員が推挙されております。以上でございます。

重弘室長補佐

ただいま、賃金室長から報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。

(異議無し)

重弘室長補佐

ありがとうございます。部会長に岡田委員、部会長代理に中原委員を御承認いただきましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。

しばらくお待ちください。

(「部会長」及び「部会長代理」プレート設置)

重弘室長補佐

それでは、岡田部会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

岡田部会長

はい、ただいま、部会長に選出いただきました岡田でございます。

できる限りスムーズな審議、進行を心がけて、公正な特定最賃の決定に努めていきたいと思っておりますので、委員の皆様の御協力をなにとぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事(2)「広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。

まず、事務局から本日の資料説明をお願いいたします。

栗林指導官

はい、資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料ですが、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。

まず、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本電気機械器具製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。

合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介にとどめさせていただきます。

なお、特定(産業別)最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金あるいは特定最賃というように略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、御留意いただきたい事項について、御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、特定(産業別)最低賃金について、を御覧ください。

既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、本電気機械器具製造業最低賃金につきましては、配付しております令和6年度特定最低賃金の改正申出状況及び令和6年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額のとおり、労働協約ケースにおける要件をもって、改正申出がなされております。

審議に当たりましては、この点に御留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続きでございますが、本年8月21日の第556回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性有りとの答申がなされましたの

で、共通資料No.2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について、同日審議会に諮問し、本日より本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。

共通資料No.4、通し番号の5ページ、令和6年度広島地方最低賃金審議会の運営について、を御覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営にかかる基本方針といたしまして、記の2に「特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。」とされております。

また、共通資料No.5-2、通し番号の13ページ、運営小委員会座長報告、記の、「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の③金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、「全会一致の議決に至るよう、一層努力すること。」とされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7、通し番号の26ページ、令和5年度最低賃金審議経過一覧を御覧ください。

下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の左から4列目に、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業がございます。

昨年、令和5年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額42円、時間額995円の答申をいただいております。

重弘室長補佐

続きまして、広島県電気機械器具製造業最低賃金にかかる各種の調査結果、統計資料等の概要について、御説明いたします。

まず、別冊資料No.2、通し番号の2ページは、現行の広島県電気機械器具製造業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを併せて添付してございます。

別冊資料No.3、通し番号の33ページは、昨年の全国の電気機械製造業関係の最低賃金の一覧表でございます。

別冊資料No.4、通し番号の34ページからは、広島県内で実施した電気機械器具製造業最低賃金に関する最低賃金実態調査概要でございます。

広島労働局で本年5月～7月にかけて、広島県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものです。

この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業、出版業については1人～99人規模の事業場、これ以外の業種については1人～29人規模の事業場の母集団から事業場を無作為に抽出した標本調査（サンプリング調査）です。

全数調査ではありませんので、集計段階で母集団の数字に復元をして推計しているものとなります。

なお、調査対象としました賃金は、令和6年6月支払分の賃金です。

通し番号40ページの分位偏差を御覧ください。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは、時間額を低い順番から並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果です。

通し番号41ページを御覧ください。時間額と労働者累積人数のグラフです。

横軸が10円刻み（1,200円以上は100円刻み）の時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで表しております。右縦軸が折れ線の労働者数の累計を示しております。

通し番号42ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものです。

通し番号43ページが電気機械器具製造業の最低賃金額と平均賃金額の推移です。

1ページ飛ばしまして、45ページが事業所規模別の未満率です。未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合です。規模ごとに時間額995円を下回っている労働者の比率を示しております。

通し番号46ページが最低賃金引上げ試算表です。これは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合、つまり、影響率を1円単位で変化を示した表となります。例えば、現行の特定最賃995円を1円引き上げますと15.8%に影響が出る、下回ることになります。

通し番号47ページが、平成17年度からの電気機械器具製造業最低賃金の引上げ額と未満率、影響率の一覧表です。

以上です。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から資料についての説明がありましたが、これらにつきまして、何か御質問等がございますか。

（質問なし）

岡田部会長

ここで他府県の結審状況が分かれば、事務局から説明をお願いします。

檀上賃金室長

はい、現在までの電気機械器具製造業最低賃金他府県の結審状況についてですが、1件結審をしております。

兵庫県が1,002円から51円引上げて1,053円で結審しております。

以上でございます。

岡田部会長

ありがとうございました。兵庫県が1,053円、それでは、広島県電気機械器

具製造業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明をいただきたいと思います。

各側、意見表明の前に個別に協議する時間が必要でしょうか。

池久保委員

お願いします。

岡田部会長

何分くらい必要でしょうか。

池久保委員

15 分くらい。

労側いかがでしょうか。

角委員

お願いします。

岡田部会長

いま 4 時 20 分なので、4 時 35 分くらいを目安にこの部屋にまた戻っていたいただければと思います。

では、事務局別室に御案内いただければと思います。

(各側個別協議)

岡田部会長

はい、それではお戻りいただきましたので、審議を再開していきたいと思います。

ここで、各側から意見表明をお願いしたいと思います。

まず、労側からお願いいたします。

角委員

はい、それでは労側角から意見表明させていただきますが、その前に簡単な資料配付だけさせていただきますと思います。

(資料配付)

岡田部会長

はい、お願いします。

角委員

まずもって、こういった形で専門部会を設置していただきましたことに対し、感謝申し上げたいと思います。

冒頭、木下基準部長からこの特定産業別最低賃金の説明がございました。

公、労、使がそれぞれの立場でイニシアティブを発揮し、県内の各々の産業に関わる基幹労働者へ適切な賃金を設定する。これが特定産業別最低賃金です。

しっかりと今回も対応していきたいと思います。

特に、我々の電気機械器具製造業は、大手から中小・零細まですそ野の広い産業構造になっていまして、他の産業に比べ賃金格差も大きい実態にあることも事実です。しかしながら、それゆえにこの特定産業別最低賃金は、電気機械器具製造業で働く皆さんのセーフティーネットとしての役割が大きいと思っており、大変重要な取組であると認識しております。

それともう一つ、ただいま配付させていただきました資料ですが、広島県特定最賃の製鉄、船舶、はん用機械、金属製品、自動車製造そして我々の電子部品・電気機械器具製造を金属産業と括り、電機産業との格差の推移を表しております。近年、電子部品・電気機械器具製造業は、2024年以降4年間、他産業の引上げ額よりも優位に上回って結審していただきましたことにお礼を申し述べます。資料に数字は書いていませんが、別冊資料の47ページに過去の経過表があり、共通資料の資料番号7、通し番号26に昨年の広島県における各産業の結審状況がございまして、これらの数字を拾い上げていながらグラフを説明していきます。製鉄につきましては突出しておりますが、製鉄以外と電子部品の額差を算出してみると、2020年は船舶と電子部品の額差は60円あったものが、昨年度時点で35円まで近づくことができております。金属製品が1,002円、自動車製造が998円で、この2つの業種の背中が見えるところまできた状況でございます。この結果は、我々労働者側が長年の課題と申し上げてきた金属他産業との格差是正につながる成果だと言えます。

この間の交渉では、使用者側委員の皆さんに御理解をいただきましたこと、改めてこの場をお借りし、感謝を申し上げたいと思います。

今年度前段の審議で、広島県の最低賃金が50円引上げ1,020円で改正された結果を踏まえると、当然、基幹労働者、我々の電気機械器具製造業労働者の期待も大きいはずです。この労働者の期待に応えるとともに、当該労使の社会的役割と責任を果たしていかなければならないと思っております。

以上、謝辞と我々の思いをお伝えし、次に、今年度交渉の審議における主張を、ポイントを絞って述べさせていただきます。

まず最初に、この産業の環境認識について共有したいと思いますが、もはや言うまでもなく、ビッグデータ、人工知能といったAIの急速な発展を受け、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを生かし、新たな価値の創出、社会、経済への貢献、そして雇用の創出にも寄与しております。この先の電機産業を支える優秀な人材の確保の面から、特定最低賃金の金額改正の取組が必要であると考えます。

そんな産業情勢の中、実際に置かれた立ち位置、広島県における電機産業のポジショニングはグラフでも触れたとおり、製鉄を筆頭に6業種ある中で電気機械器具最低賃金が一番低い状況です。こういった状況が続くと、他産業、あるいは他地域への人材流出（の可能性が）否めません。優秀な人材の確保の面

からも、産業別最低賃金の金額改定の取組は重大だと言えます。

本音になりますが、具体的には、他の業種よりも1円以上の額差で優位に結審をお願いしたい。思い上がった厚かましい発言になりますが、今年もこの構図にこだわりたいと思います。そして、この電気機械器具製造業の環境について、足元の状況を共有したいと思います。

毎度触れますが、共通資料の通し番号51ページに、日銀広島の金融経済月報を御準備いただいております。拝見いたしますと、52ページ（2）生産の動向というパートがあり、自動車は横ばい、はん用機械などは一部に弱め、電気機械は高水準で推移、造船は低水準、鉄鋼は横ばいとされ、電気機械だけは唯一好評をいただいております。過去、昨年の秋頃まで遡って、記録を見ましたが、ここまでも継続して高い水準の評価をいただいております。次に、同じく共通資料の通し番号63ページ、商工労働局広島県経済の動向の内容も見ていきます。同調の論評をいただいております。67ページ、県内主要製造業の生産動向、鉄鋼から68ページに渡って各業種の生産動向がまとめてございます。68ページの（5）電気機械の方も、鉱工業生産指数は近年5年間指数100を割り込むことがない高い総評データとなっております。縦軸が他の産業と比べて突出した指数となっております。100ではありません。180の縦軸となっており、スケールが全く違うところを御承知いただきたいと思います。こういった形で生産額、出荷額は他産業と比較しても極めてウエイトが高い、地方経済の一翼を担っていると言えます。

以上、私からは電機産業のポジショニングについて、それと経済環境、あと業界の足元というところを意見、主張をさせていただきました。

ひとまずは以上でとどめたいと思います。

岡田部会長

ありがとうございました。長安委員何かありますか。

ないですか。

それでは、使側から意見表明をお願いいたします。

池久保委員

はい、今年もどうぞよろしく願いいたします

使側としては、労側の提示される金額を知りたいことと、もう一つは、各県の状況を知りたいというのが今日、話した結果でございます。

あとは特にございません。

岡田部会長

ありがとうございました。

他の委員の方どうですか。

長田委員

池久保委員が言われたような状況で進めていきたいと思うのですが、データは確かにここに残っておりますが、我々がリアルにその産業で仕事していると

非常にデータとは真反対の状況というのが実際にあります。我々もこの国で活動しておりますので、いまのトレンドと政府の動きに沿って、やっていかななくてはいいないですが、あまりにもかい離しているということがあります。仕事量が、潮が引いていくように全て海外に流れていく状況で、残念ながらうちの工場も、1工場閉鎖しました。もう、物価が高い、人件費が高いということで、競争ができない状況だったです。昨年4月の判断ですけど、新しい期が始まって急遽、そういうことをやらざるを得なかった。我々は完全な下請ではなく、大手電機メーカーの仕事をさせていただいているのですが、その会社も1工場閉鎖しました。そういう大きな流れの中で、どのように(事業を)続けていくかというのは、経営努力も必要ですが、我々が痛感している一部繁栄し、景気のいいところが平均値に影響を及ぼしているからこういう数字になるのだと思います。非常に厳しい状況というのが実際ですので、そこを勘案しながらも広島県も他の県と同調しなくてはいいないので、どこで判断するかということです。泣きを入れている訳ではないのですが、実際はそういう状況、現場がそんな状況になっていると報告したいと思います。

岡田部会長

ほかに何かございますか。

長安委員

先ほど長田委員の言われたとおりかと思えますし、正直2000年を越えてから。グローバル化の急速な進展と、直近ではコロナ、さらに物価上昇、エネルギーコスト上昇、人材不足と、会社を取り巻く環境は厳しいものがあると思います。その中で経営の舵取りをされている皆さんに本当に頭が下がる思いです。そういう中においても、労働者を取り巻く環境というのは相当変わってきていますし、今後、企業の魅力を高める、もしくは広島県の魅力を高める、そういったことをしていかないと、どんどん先が見えなくなってくると思います。先ほど他県の状況と言われましたが、しっかりそこを見据えた上で、今後の我々だけでなく、我々の子どもたちの未来も含めて、元気な広島県、元気なものづくりでありたい。そこを見据えてしっかりと今後論議できればと思います。

よろしくお願いいたします。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、労使双方から意見表明をいただいて、その後各側から質問なりを加えた意見表明がございました。

そのほか何か御質問等ございましたら承りますけど、いかがでしょうか。

(意見なし)

よろしいでしょうか。

それでは、先ほど使側からもありましたが、本日具体的な金額提示は可能でしょうか。

角委員

はい、準備しております。

岡田部会長

では、お願いいたします。

角委員

まず、我々電機産業で括っております電機連合としての最終的な目標は、電機連合内での企業内最低賃金が、現在 184,500 円となっております。それを時間給に換算し 1,194 円、それが最終的な目標になります。ただし、もちろん一足飛びに最終目標を達成するということはこの地域では考えておりません。

これは最終的な目標でして、本日この場で金額提示させていただきますのは、結論から申しますと、去年の結審額 995 円に対し、引上げ額を 60 円、時間給にして 1,055 円を提示させていただきます。

60 円引上げの根拠ですが、今年度春闘における連合広島での調査で、全体の賃金引上げ率が 6.04%であったということです。その引上げ率を我々の去年の結審額 995 円に乗じて、1,055 円の算出といたしました。

このことを根拠に金額提示させていただきます。

高まる賃上げの機運、労働者も期待が大きいはずです。

業績の下支えをしてきた労働者の協力、努力に報いるためにも、どうか御理解願いたいと思います。

以上です。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。ただいま労側から、60 円アップで 1,055 円という提示がございました。

この提示を踏まえて使側から何かございますか。

池久保委員

労側の数字がそういう数字だということを受け承りまして、また他県等の様子を見ながら検討したいと思います。

岡田部会長

今日はこの場での提示には至らないということでよろしいでしょうか。

(意見なし)

ということでございます。

本日はこれ以上続けても進展はないと思いますので、次回以降に審議を持ち越すことにしたいと思います。

本日の労側からの提示額を受けて、使側は提示額を考えていただくというような段取りでいきたいと思います。

それでは、次回の専門部会の開催日程について、事務局から説明をお願いします。

長安委員

よろしいですか。

できれば次回の審議までに、可能であれば資料準備いただきたいと思います。別冊資料の通し番号 42 ページ、賃金分布図というグラフがありますが、そのグラフの一番左側に 984 円未満というのがありますけど、その 984 円未満というのはどこら辺に分布されているのかといったグラフを準備できますか。

岡田部会長

984 円のところが棒グラフが大きいけど、その以下のところが具体的な分布があったらいいなという話ですね。

長安委員

以前からの審議で、未満率というのが交渉で出てきます。984 円未満の方たちはどこら辺（の金額）に分布されているのか、その辺りを知りたい。

岡田部会長

事務局可能でしょうか。

できそうなら、事務局対応していただきたいと思います。

それでは、次回の専門部会の開催日程について、事務局から説明をお願いします。

重弘室長補佐

それでは、次回の専門部会の開催日程について申し上げます。

事務局にて日程調整をさせていただき、今回は、10 月 15 日、火曜日、10 時から 3 号館 1 階 15 号会議室での開催を予定しております。その次は 10 月 23 日（木曜日）10 時の予定となっております。

本日、開催の御案内を準備しております。この場で配付させていただいてよろしいですか。

岡田部会長

はい、お願いします。

それでは、今回の開催は、10 月 15 日、火曜日、10 時から、3 号館 1 階 15 号会議室での開催です。皆様には日程の確保をよろしく、お願いします。その

ほか、何かございますか。

(発言なし)

岡田部会長

事務局からは、いかがですか。

檀上賃金室長

ございません。

岡田部会長

次回の専門部会は、金額審議について審議の大部分を公労、公使委員による二者での個別協議を行うことから、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき非公開といたします。

それでは、本日の専門部会は、これにて閉会といたします。